

08 特許出願後の対応

特許出願後、発明者の方には、以下の項目について検討をしていただきます。

1. 外国出願を行うかどうか

2. 1年以内にデータの補強ができるかどうか

外国出願は日本の特許出願から1年以内に行う必要があります。この期間中にデータの補強ができるかどうか、発明の市場性があるかどうか等を検討していただきます。

外国出願の要望については、知財センターから問合せを行いますので、外国出願を希望するかどうかをご回答下さい。

発明者からの回答をもとに知的財産審議委員会で外国出願するかどうかを決定します。

3. 審査請求を希望するかどうか

特許出願後、**3年以内**に特許庁に「審査請求」を行わないと、権利化のための審査を受けることができません。そのため、審査請求期限前に知財センターから問合せを行います。発明の有用性等を検討していただき、審査請求を希望するかどうかをご回答下さい。

発明者からの回答をもとに知的財産審議委員会で審査請求を行うかどうかを決定します。

4. 特許庁からの拒絶理由通知への対応検討

特許庁での審査後、大体的場合において「拒絶理由通知書」というものが送付されます。

これは、出願した発明の権利は認められない、という内容を記載した通知書です。

拒絶理由通知書に対しては、意見書や補正書という書類を提出して対応することになります。意見書や補正書作成の際には、発明者の方の意見などをいただく必要がありますので、ご協力をお願いします。

5. ライセンス活動への協力

ライセンス活動の際には、ライセンス先候補の検討やライセンス先の情報、技術面での意見、アドバイスなどをいただく場合がありますので、ご協力をお願いします。